<学校運営協議会><地域学校協働本部>

連携協働通信「架け橋」 中和元年12月20日

横浜市教育委員会 学校支援·地域連携課 発行 NO.7

各学校や地域における地域学校協働活動の推進を目的に、地域と学校の連携・協働に関する情報を発信する連携協働通信「架け橋」を発行します。

「学校運営協議会・未設置校研修」報告

設置へ向けて準備をしていきましょう!

11月7日(木)と14日(木)の2日間実施した 学校運営協議会の未設置校研修会には合計172名の 参加がありました。両日ともに、講師として 「NPOまちと学校のみらい代表理事」の竹原和泉様に

「NPO まちと学校のみらい代表理事」の竹原和泉様に、これからの時代の学校づくり地域づくりについてご講演いただきました。

参加された方からは、「学校運営協議会の設置へ 向けて背中を押された」「覚悟が高まった」といった 前向きな感想がたくさん寄せられました。

講師からは次のような話がありました。



これからは、「チーム学校」と言った際 に、「地域」もチームの一員になるとと らえていきます。

どんな学校運営協議会をつくる?

例えば・・・地域の方から「挨拶をしない子が多い」との指摘があった場合、学校が方策を考えて改善に取り組むのと同様に、保護者や地域がそれぞれの立場でどんなことができるのかを考え、学校と保護者、地域が目指す子どもの姿を共有して協議をする学校運営協議会。

例えば・・・教育課程に位置づけられた活動と、教育課程外で 行われている活動を見極め、教育課程外で行われている活動を 整理、変更、廃止していくことを協議する学校運営協議会。 新たなものをつくるだけでなく、今あるものをスリムにしていくのも学校運営協議会です。

設置へ向けた準備とは?

- 1 学校運営協議会が"社会に開かれた教育課程"を実現するために必要なものであることを、保護者、 地域、学校職員のみんなで共有し、学校運営協議会の設置のねらいを明確にする。
- 2 学校運営協議会の組織や委員をどのようにするか検討、調整をする。

3 設置申請のための書類を整え、教育委員会 学校支援・地域連携課へ提出する。 参加者からは、学校運営協議会の設置へ意欲が高まっている一方、課題も挙げられています。

参加者アンケートより

4. 学校運営協議会の設置を進めるに当たって課題となっていることについて当ては まるものを選んで○をつけてください。(いくつでもかまいません)

	回答數	割合
①教職員、地域、保護者にあまり知られていない	128	33%
②地域と学校の協議が不十分である	76	20%
③委員やボランティア人材の確保ができない	78	20%
④学校運営協議会の情報発信が不十分である	84	22%
⑤その他	17	4%

委員の決定は、頭を悩ませるところですが、学校運営協議会を設置する目的や良さなどを、教職員、 地域、保護者に周知し共有していくことにも課題があることが分かります。お困りのことがあれば、い つでも学校支援・地域連携課にご相談ください。

学校運営協議会 こんなときどうする? QA

- Q 設置のための申請はどのように行うの?
- A 希望日の2か月前までに申請書を作成し、データで提出します。

設置する機会は年3回、①4月1日、②7月1日、③10月1日です。

設置に際し、教育委員会事務局が相談にのり支援を行ってまいります。

学校は設置をお考えになった時点で、できるだけ早めに学校支援・地域連携課へご連絡ください。

例 4月1日設置の場合

- 1月末まで 学校支援・地域連携課へ連絡の後、申請書、委員名簿を作成し提出します。
- 3月上旬 教育長が申請書、名簿を確認します。
- 3月中旬 教育長が認め、設置が決定いたします。
- 4月1日 設置。
- Q 申請書、委員名簿の様式はどのようになっているの?
- A 申請書、委員名簿は、エクセルファイルにまとまっています。

申請書には、学校教育目標や、設置のねらい等を記入してもらいます、ねらいを明確にすることが特に重要です。委員は、バランスよく様々な立場の人を加えることが大切です。

申請書は YCAN ホームページに掲載しています。

http://inw1.office.ycan/b/ky/gakkoushien/cs/

地域と学校の連携・協働の推進に関わる組織や制度

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化多様化してきていて、子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、学校だけではなく、社会総がかりでの教育の実現が重要です。そのため、横浜市では、地域と学校が学校教育目標や教育ビジョンを共有して、連携・協働して一体となって子どもの成長を育んでいくことを推進しています。

今回は、横浜市における地域と学校の連携・協働に関わる組織や制度をご紹介します。

◇学校家庭地域連携事業(学家地連) ※横浜独自

- 中学校区単位で、児童生徒の健全育成を目的にしている。
- ・区役所が所管している。



◇まちとともに歩む学校づくり懇話会(まち懇) ※横浜独自

- ・開かれた学校づくりをすすめるため、地域と学校が意見交換を行う場。
- 「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会の設置について(通知)」(H14.12.12 教指一第431号)により、全校に設置した。

◇地域学校協働本部

- ・学校・地域コーディネーターが配置されている組織。横浜市では、現在315校。
- 学校の教育活動を支援し、地域と学校のつなぎ手となる。

◇コミュニティスクール(学校運営協議会の設置されている学校)

- ・保護者や地域が一定の法的な権限を持って学校運営に参画する。横浜市では現在223校。
- ・学校運営協議会については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の6 に記載されている。
- ※横浜市では地域の身近な施設としてコミュニティハウスがあるが、一部コミュニティスクールという名称になっており、混同することがある。

◇学校評議員制度

- 校長の求めに応じて地域の人が意見を述べることができる。
- ・横浜市では、現在14校が導入。



「地域と学校の連携・協働に関する研修」のお知らせ

<日時> 第1回: (東部・南部) 令和2年1月14日(火) 14:30~16:45 花咲 201~203 対象区⇒港南、磯子、金沢、戸塚、栄、鶴見、神奈川、西、中、南

第 2 回: (西部·北部) 令和 2 年 1 月 16 日 (木) 14:30~16:45 花咲 301,302

対象区⇒港北、緑、青葉、都筑、保土ケ谷、旭、泉、瀬谷

※対象区の受講が困難な場合は、他の日での参加も可能です。

<目的> ・事例発表を通して、地域と学校の連携・協働に向けて「学校運営協議会」「地域学校協働本部」が一体となって推進していくことを理解する。

各校における地域と学校の連携・協働の方向性を明らかにする。

<主な内容>

- 〇横浜市における「学校運営協議会」「地域学校協働本部」について
- 〇グループ討議「これからの連携・協働の推進に向けた各校の取組について」

○事例発表

1月14日(火)

- ・潮田中学校ブロック「小中一貫教育推進ブロックとしての学校運営協議会の取組」
- ・東汲沢小学校「地域学校協働本部と学校運営協議会が両輪となって子どもを育てる取組」

1月16日(木)

- ・都岡中学校「地域学校協働活動 ~放課後学び場事業について~ 」
- ・北綱島小学校「子どもと地域をつなぐ多様なボランティア活動

~北つなほっこりサポーター~ 」

<対象> ・教職員

・地域の方(学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員、

学校・地域コーディネーター、等)



学校便利帳で、令和元年 11 月 18 日 (教学第 1145 号) に募集案内を発出しています。 どうぞご確認ください。

☆教職員の方々だけでなく、学校・地域コーディネーターや地域協力者の方々にも、ぜひ周知をお願いします!!